注意義務違反が認められた事例代車保管中の盗難につき借主に善管

八六二号一五八頁・金判一一九六号三〇頁書賠償請求控訴事件)―取消・上告・上告受理・和解、判時一東京高判平成一六年三月二五日(平一五(ネ)五六三三号・損

一本 政 夫

【事実の概要】

に順次、数台を代車として提供し、やがて、本件自動車をYにYは、Xに対して代車の提供を強く要請したため、作業期間中Yは、Xに対して代車の提供を強く要請したため、作業期間をた。Xは、Y所有の自動車をXにチューンナップ作業を依頼した。Xは、Y所有の自動車をXにチューンナップ作業を依頼し購入したY所有の自動車をXにチューンナップ作業を依頼し購入したY所有の自動車をXにチューンナップ作業を依頼しく、数台を代車として提供し、やがて、本件自動車をYに

とができないハンドルロック機能も備えていた。を差し込むか、キーシリンダーを破壊しなければ、解除するこのチューンナップ作業が施されており、キーシリンダーにキー引き渡すことになっていた。本件自動車は、装備に関して相当たもので、ほどなく代金二八四万六六五〇円で同顧客に売却し、

その顧客の注文に応じて種々のチューンナップ作業を行ってい

自動車が売却予定の商品であり、保管や運転には十分注意するXは、Yに本件自動車を代車として提供するにあたり、本件

Yは、本件自動車を引渡された平成一四年三月三〇日からよう伝え、Yもこれを了承した。

自宅に戻り、自宅前の本件駐車場にこれを駐車した。

も北側の部分にのみ片持ち屋根が設置されている。普通自動車三台が並列に駐車できる程度のスペースがあり、最入りすることができる構造となっており、右記公道に向かって入りすることができる構造となっており、容易に公道から出

や車の出入りを妨げる障害物を置くことはなかった。にシートをかけることはせず、右記公道からの出入口部分に人抜き、窓を閉め、ドアをロックしていた。しかし、本件自動車設置されている部分に駐車し、サイドブレーキをかけ、キーを設置されている部分に駐車し、サイドブレーキをかけ、早根が

同月八日午前一時三〇分ころ、本件自動車が盗難に遭った。そて以降、右記状態でこれを本件駐車場に駐車していたところ、Yは、平成一四年四月三日に勤務先から本件自動車で帰宅し

代車として提供することにした。

本件自動車は、Xが他の顧客の求めに応じて車輌を購入し、

った。 能なものについてはすべて取り外され、廃車に等しい状態であ六日午前五時五五分ころ、本件自動車が発見されたが、脱着可の際、Y方で飼っている犬は吠えなかった。平成一四年四月一

Xは、Yに対し、三一四万六五五〇円及びこれに対する利息を求めて提訴した。第一審において、Xは、本件自動車の返還を求めて提訴した。第一審において、Xは、本件自動車のを設めて、Xの請求を棄却したので、Xは、本件自動車の保管について等良なる管理者の注意をもって保管していたとし、盗難についてYに責管理者の注意をもって保管していたとし、盗難についてYに責に帰すべき事由はないと主張した。第一審では、Yは本件自動に帰すべき事由はないと主張した。第一審では、Yは本件自動車の保管について善良なる管理者の注意をもって管理したものと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてと認めて、Xの請求を棄却したので、Xは、判決を不服としてといいます。

(判旨)

の使用貸借契約が締結されたと認められ、これにより、Yは、がYに引き渡されるまでの間、無償でこれをYに使用させる旨作業を依頼した自動車の代車として、同作業が終了し同自動車XとYとの間では、本件自動車につき、Yがチューンナップ

る義務を負った(民法四〇〇条)と認められる。Xに対し、本件自動車を善良なる管理者の注意をもって保管す

には相当因果関係があると認めるのが相当であるとして、 られるところ、Yは本件自動車にシートをかけることもなく丸 ば一見して相当の価値があると認識し得るものであったと認め プ作業も施されていたのであるから、日中ある程度近くで見れ ンシステム、カーステレオ等が装着され、相当のチューンナッ 車を置いたといえること、本件自動車には最新のナビゲーショ ができれば、後は容易に盗取することができる状態に本件自動 ていること、Yは、家人に気付かれずにエンジンを掛けること 場が公道に面しており、その公道は五○m弱で主要道路に通じ いたこともこの判断に左右するものでない。そして、本件駐車 あり、盗難防止措置をとったとはいえない。また、犬を飼って 妨げる移動柵、チェーン等の障害物を置くこともなかったので 件駐車場が面する公道からの出入り口部分に人や車の出入りを していたものの、これにシートをかけることはせず、また、本 決を取り消し、Xの請求を認容した。 動車を保管しており、この義務違反と本件自動車の盗難との間 れば、Yは、右記善良な管理者の注意義務を尽くさずに本件自 四日以上も本件駐車場にこれを駐車していたことなどを総合す ところが、Yは、本件自動車を本件駐車場に右記状態で駐車

【研究】

一本判決の意義と問題

本判決は、日常的に行われている自動車の販売、修理及び車をした最初の高等裁判所の裁判例である。通常、代車の提供にをした最初の高等裁判所の裁判例である。通常、代車の提供にあたっては代車そのものの時価額が低く、代車本体の損害について訴訟まで発展する場合は少ないが、損害額が大きいため提いて訴訟まで発展する場合は少ないが、損害額が大きいため提いて訴訟まで発展する場合は少ないが、損害額が大きいため提いで訴された事例である。このように日常的に行われる代車の利用に関する法律関係に対して注目を与える契機となる判決であると位置づけられる。

か、という点である。 生じる貸主への損害賠償に関して過失相殺の可能性は生じない生じる貸主への損害賠償に関して過失相殺の可能性は生じないと認定したのか、口借り主が代車の保管に関して善良なる管理と認定したのか、口借り主が代車の保管に関して善良なる管理が、という点である。

ある。 認定及び法律構成に関して比較検討を中心に評釈を行うもので認定及び法律構成に関して比較検討を中心に評釈を行うもので第一審と控訴審とで異なる判断がなされたので、以下に事実

九月一四日に和解が成立した。なお、本件事案は、平成一六年上告、上告受理、平成一六年

ヨか三つそぎに関する従来の裁判例一 自動車の保管に関する従来の裁判例①

予見すべき」点を、【5】は、豪雨によりA旅館の前面にある は、当然、自動車の合鍵の存在とそれによって生ずる危険性を 視員をおいた」だけでは、善管注意義務を尽くしたことにはな 等がある。【1】は、一扉の錠前は外部から容易に破壊し得るも 場の注意義務(寄託)、【2】大阪地判昭和五三・一一・一七判 らないが、自動車の保管に関する裁判例のうち、どういう場合 拙稿「代車の使用に関する法律関係」に譲ることをお許し頂き 修理業者としては、空地部分で他人の自動車を保管する場合に らないとされ、【3】は、「他人の物の保管をも業とする自動車 しているにすぎないものであるから被告が周囲に金網を設け看 のであり看視員も夜間は一度も巡回せず単に管理人室に寝泊り ○・三○判タ九七九号一七八頁駐車場の注意義務(免責条項)、 (場屋営業者の寄託・不可抗力)、【6】東京地判平成九・一 八・九・二七判時一六〇一号一四九頁旅館駐車場の注意義務 八一頁駐車場の注意義務 (商法上寄託)、【5】東京地判平成 地判昭和五四・八・三〇判時九五八号七六頁修理業者の保管義 タ三七八号一二二頁月極駐車場の注意義務(寄託)、【3】東京 【1】大阪地判昭和四二・九・二六判タ二一四号二二八頁駐車 に善管注意義務違反が認められたのかという点で整理すると、 (請負)、【4】東京地判平成元・一・三〇判時一三二九号 動車の保管に関する従来の裁判例の詳細は、紙面の都合上、 なお、過去には代車に関する公表された裁判例は見当た

違反を認めたものである。

ば」被害を防止できた点を、それぞれ指摘して、善管注意義務ていれば」、また「被告従業員等が事態に迅速に対応していれ丘陵が崩落し、「本件丘陵部に何らかの土留め設備が設けられ

件自動車の鍵の保管を駐車場主は断り、両者の契約内容は被告 で、保管義務を否定した。【9】は、ガソリンスタンドが請負 ガソリンスタンドが自動車の駐車について寄託の承諾をしたと の負担の合意を必要とし、顧客とガソリンスタンドとの間に、 許容しただけでは寄託を受けたことにはならず、積極的に債務 ガソリンスタンド側は自己の支配域内へ他人が物を置くことを 滅失・毀損等を防止するための積極的保護の供与までは含まな からの保管場所の提供にとどまり、これをこえて更に自動車の ガソリンスタンドの保管義務(寄託)、等がある。【7】は、本 タンドの保管義務(請負)、【10】東京地判平成一二・九・二六 管場所の提供)、【8】東京地判昭和五九・七・三一判時一一五 い点を指摘して、善管注意義務自体の負担を否定した。【8】 判タ一○五四号二一七頁ガソリンスタンドの保管義務(事務管 地判平成一〇・一〇・二〇判時一七〇八号一三六頁ガソリンス ○号二○一頁ガソリンスタンドの保管義務(寄託)、【9】 和四八・一二・二一判時七三八号九八頁駐車場の注意義務 一方、注意義務違反を否定した裁判例は、【7】鳥取地判昭 【11】東京髙判平成一四・五・二九判時一七九六号九五頁 保管に関する合意があったと認めることはできない点

> とに該当するということはできない、として善管注意義務違反 に移動した事実をもって、顧客のために事務管理を開始したこ 油した場所から本件サービススタンドから歩道にかけての場所 的に債務負担の合意を必要とするものであり、本件自動車を給 くことを許容したのみでは寄託をうけたことにはならず、 尽くしたとされた。【11】は、「自己の支配領域へ他人が物を置 件車両を引き取りに来ていることを調査・確認する注意義務を ガソリンスタンドとしては、可能な限り所有者の指示により本 を放置したことが原因であるから、善管注意義務は軽減され、 に保管する義務を負うものとした上で、顧客が不法に本件車両 は正当な権限を有する者に引き渡すまで、本件車両の鍵を適切 否定した。【10】は、事務管理を肯定し本件車両の所有者また ドがすべき一切の事務は完了したとして、善管注意義務違反を ないし寄託契約があるとまで見る必要はなく、ガソリンスタン いる注意義務というべきであって、そのために格別の保管契約 をすべき義務を負うものであるが、当該請負契約に内包されて の保管中、Aは善良な管理者の注意をもって本件自動車の保管 作業に必要な範囲で一時的に本件自動車を預った場合には、

意義務も発生しないし、契約類型に沿って善管注意義務が尽く合意の存否を認定し、主張する契約又は合意がなければ善管注うな合意があったのかを判断して、一方が主張する契約または当事者間ではどのような契約が締結されていたのか、どのよ

を否定した。

されたかどうかを判断している。

した従来の裁判例 ニー 自動車及び動産の保管に基づく過失相殺を適用

点に債権者側の過失が認められたかを検討する。過失相殺の可能性がある従来の裁判例を整理して、どのようなの適用が必要となる。そこで確定判決でないものも含まれるが、側にも何らかの過失が生じていれば、衡平の概念から過失相殺側にも何らかの過失が生じていれば、衡平の概念から過失相殺

○・三○判タ九七九号一七八頁(駐車場の注意義務肯定)は、
 □・三○判タ九七九号一七八頁(駐車場の注意義務肯定)は、
 □・回答の過失割合を五割と認めた。【6】東京地判平成九・一組の鍵のないが、ただし、「顧客(債権者)の修理依頼に当たって他のないが、ただし、「顧客(債権者)の修理依頼に当たって他のないが、ただし、「顧客(債権者)の修理依頼に当たって他のは、
 □・三○判タ九七九号一七八頁(駐車場の注意義務を尽くしたといえ自動車の保管に基づく過失相殺を適用した裁判例として、自動車の保管に基づく過失相殺を適用した裁判例として、自動車の保管に基づく過失相殺を適用した裁判例として、

ものではないから、

為によりこれが毀損、滅失したとしても、そのことから直ちに

いわゆる車上荒らしや置き引き等の犯罪行

意義務を負うところ、駐車場管理者の管理下におかれるのは自

本件駐車場管理者は駐車された自動車の保管について善管注

動車自体であり、自動車内外の物品について直接的に保管する

用者に対して二割の過失相殺を認めた。 駐車したことにより拡大損害を招いた過失を考慮して駐車場利 につき賠償義務がある旨判示した」が、駐車場利用者の損害 につき賠償義務がある旨判示した」が、駐車場利用者は通常自 にのき賠償義務がある旨判示した」が、駐車場利用者の損害 が駐車場管理者に損害賠償責任は生じないが、駐車された自動車

であること等の事情を考慮すれば、 ていた点において、ゴルフ場経営者が介入できない性質の行為 判決取消 【上告受理申立て】)、【13】 秋田地判平成一七・四 相殺を行うのが相当とした事例。(仙台高裁秋田支控訴審にお の暗証番号と銀行のキャッシュカードの暗証番号とを同一にし いて、場屋の主人の責任を認定した上で、プレー者がロッカー 証番号式ロッカーでの現金及びキャッシュカード等の盗難にお **訴東京高判平成一六・一二・二二金判一二一〇号九頁は、** にしていた点において、四割の過失相殺を相当とした事例 カーの暗証番号と銀行のキャッシュカードの暗証番号とを同一 契約が成立し善管注意義務違反を認めた上で、プレー者がロッ 重品ロッカーでの銀行キャッシュカード盗難につき、 五・二四金判一二〇四号五六頁は、ゴルフクラブハウス内の貴 争中も含めて以下のとおりである。【12】東京地判平成一六・ 四金判一二二〇号二一頁は、ゴルフ場のクラブハウス内の暗 動産の保管に基づく過失相殺が認定された事例としては、 債権者に対して四割の過失 商事寄託 係

七・五・一九金判一二二〇号一〇頁は、スポーツクラブの貴重いて三三〇万円で和解が成立)、【14】東京地八王子支判平成一

ドの暗証番号とを同一に使用した過失を認め、その過失割合はめた上で、貴重品ボックスの暗証番号と銀行のキャッシュカーを管理義務が軽減されるものでないとして債務不履行責任を認金が払い戻された場合に、貴重品ボックスの使用自体が無料で品ボックスに預け入れられたキャッシュカードが盗取されて預品ボックスに預け入れられたキャッシュカードが盗取されて預

四割の過失相殺を適用した。 「14」については、四桁の暗証番号と同一にした点で三割から置したことによる拡大損害を招来した点で二割の、[12][13] 置したことによる拡大損害を招来した点で二割の、[12][13] では、四桁の暗証番号式ロッカーの使用の際に、 で、一割の、[13]が重要な情報の告知を の表別のに、「3]が重要な情報の告知を

四代車の貸借の法的性質

おける事実認定と判断を見ると、次のようになる。ような法律関係として位置づけられるのかをそれぞれの判決に代車の貸借は、使用貸借であるのか賃貸借であるのか、どの

1 第一審の判断

Xは、平成一四年一月二八日、以前自動車を販売したYから、

それまで貸していた自動車の返却を求め、代わりに本件自動車次に貸し渡した後、Xは、平成一四年三月三〇日、Yに対し、はXに代車として自動車を提供するように要求した。代車を順けっプには二か月くらいかかることが予想されたことから、Yを使用してチューンナップを依頼され、Xの外注先である訴外A自動車のチューンナップを依頼され、Xの外注先である訴外A

2 控訴審の判断

を貸し渡した、と認定した。

三割と認めるのが相当とした事例(控訴)がある。

XとYとの間では、本件自動車につき、Yがチューンナップ る義務を負ったと認められる、と判示している。

3 分析

借主に善管注意義務があるとした。控訴審では「無償でこれをであると推察できるにとどまる。その上で代車の保管についてという文言と有償である旨の認定がなされていないので、無償という文言と有償である旨の認定がなされていないので、無償う貸借なのかも判断せず、ただ、「本件自動車を貸し渡した」と貸借関係を認めたが、一審では「本件自動車を貸し渡した」と貸借関係を認めたが、

用貸借契約に基づく善管注意義務の存することを認めた。Yに使用させる旨の使用貸借契約が締結された」と認定し、

使

一審及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一審及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一審及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一審及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一審及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一審及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一審及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一審及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一番及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一番及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一番及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは一番及び控訴審ともにXとYとの間に約一八〇万円にものは

五 借主の善管注意義務

借主に対して管理方法を指示することによって盗難等の事故の特定物の引き渡しまで善良なる管理者の注意をもってその物の特定物の引き渡しまで善良なる管理者の注意をもってその物の特定物の引き渡しまで善良なる管理者の注意をもってその物の特定物の引き渡しまで善良なる管理者の注意をもってその物の特定物の引き渡しまで善良なる管理者の注意をもってその物の特定物の引き渡してあるときは、債務者は、そ債権の目的が特定物の引き渡しであるときは、債務者は、そ

発生に関する予見可能性を与えたとみることができる。この場

要である、と指摘されている。
しろ、具体的な事件の諸状況からこの基準を導きだすことが重しろ、具体的な事件の諸状況からこの基準を導きだすことが重般人が行うであろう努力の程度として表現することよりは、む善良なる管理者の注意義務における努力の基準を抽象的に一

第一審の判断

1

Yは、本件自動車のマスターキーは自宅のキーボックスに保 管し、スペアーキーは、自分の財布に入れて持って歩いていた。 管し、スペアーキーともにYが現在も保管していること、当時Y ーとスペアーキーともにYが現在も保管していること、当時Y ーとスペアーキーともにYが現在も保管していること、当時Y の財車場に駐車しておいたこと、Yは、本件自動車の窓を閉 められ、これらの事情に照らすと、Yは、本件自動車の窓を閉 められ、これらの事情に照らすと、Yは、本件自動車の保管に のいて善良な管理者の注意義務をもって管理していた」と認定 ついて善良な管理者の注意義務をもって管理していた」と認定 した。

2 控訴審の判断

リンダーからキーを抜き、窓を閉め、ドアをロックしていたも設置されている部分に駐車し、サイドブレーキを掛け、キーシる塀、柵、扉等のない本件駐車場に駐車するにあたり、屋根がる塀、本件自動車を公道からの出入りにあたって障害とな

るものではない」と、認定した。 ということはできず、犬を飼っていたこともこの判断を左右すたいうことはできず、犬を飼っていたこともこの判断を左右をある本件駐車場に駐車するにあたり、右記認定の措置をとった件自動車を自宅前とはいえ公道から自由に出入りすることので件自動車を自宅前とはいえ公道から自由に出入りすることのではない」と、認定した。 のの、本件自動車にシートをかけることはせず、また、本件駐

3 分析

という積極的な盗難防止措置を求めたものであり、これらの点ではシートをかけること、移動柵、チェーン等の障害物を置くことまでは借主に要求しなかった。しかし、控訴審義務を尽くしたものとされ、積極的に移動柵、チェーン等の障き物を置くことまでは借主の自宅敷地内の自宅前駐車場に置き、自動車の鍵を保管し、ドアロックを閉めていれば善管注意表務を尽いる。しかし、控訴審

を検討する必要があったのではないだろうか。

で、その意味でも善管注意義務を尽くしたかどうかの判断管注意義務とは注意義務の程度が異なると考えられる余地があるので、その意味でも善管注意義務を尽くしたかどうかの判断

で善管注意義務を尽くしていないと評価した。

したことになると解すべきではないか」との判批がある。するのと同等の注意義務を払っていれば、善管注意義務を遵守「代車」として提供された以上は、原則として、自家用車に対提供させたという特別な事情があれば格別、そうでない限りは、提供させたという特別な事情があれば格別、そうでない限りは、

業者の説明義務と過失相殺の可能性

民法四一八条は、損害賠償制度を指導する公平の原則および 民法四一八条は、損害賠償制度を指導する公平の原則および 長法を支配する信義則の立場から、債務不履行に関し債権者 の過失が加わった場合に、債務者の遺失の大小、その原因力 る。したがって、裁判所は、債権者の過失の大小、その原因力 の強弱および債務者の過失との比較衡量その他諸般の事情を考 量し、公平の原則に照らして、自由裁量で、賠償責任を否定も しくは額の軽減をなしうる。しかし、裁判所が債権者に故意・ しくは額の軽減をなしうる。しかし、裁判所が債権者に故意・ しくは額の軽減をなしうる。しかし、裁判所が債権者に故意・ しくは額の軽減をなしうる。しかし、裁判所が債権者に故意・ しくは額の軽減をなしうる。しかし、裁判所が債権者に故意・ しくは額の軽減をなしうる。しかし、裁判所が債権者に故意・ しくは額の軽減をなしうる。しかし、対判所が債権者に故意・ しくは額の軽減をなしうる。しかし、対判所が債権者に故意・ とこれをもないと違法な判決として上告理由になる(民訴 あり、これをしないと違法な判決として上告理由になる(民訴

第一審の判断

1

かを検討する必要がある。さらに借主から貸主に対して過失の

本件の場合には、代車として貸した貸主に過失があるかどう

主張及び認定があったかどうかを検討する。

3

害を被ったと認め、過失相殺は行われなかった。

と思われる。

してYからXのすべき説明義務の主張もなされないし、貸主の で債権者側の過失は問題とならない。したがって、業者Xに対 額退けた。すなわち、借主の債務不履行責任は生じなかったの 善良なる管理者の注意義務を尽くしたとして、Xの請求を全

過失を認定する必要も生じなかった。

控訴審の判断

2

として支払った賠償金三〇万円の合計三一四万六五五〇円の損 はされなかった。本件自動車の時価相当額である二八四万六五 五〇円及び本件自動車の売却予定先の顧客に債務不履行を理由 務違反に基づく過失の主張はなされず、その結果、過失の認定

債務不履行責任は認められたが、貸主に対して貸主の説明義

ことになる。控訴審判決では、債務者から過失相殺の主張がな で、債権者(業者)に過失があれば、過失相殺の適用がされる 債務者に善管注意義務に基づく債務不履行責任が生じた上

力における平等の要請、自由な意思決定あるいは自己決定(ま 違反が生じていたかどうかを判断しなければならない。「情報 されなかったが、業者にそもそも過失を問うべき何らかの義務

請が、重なり合って説明責任を基礎づけている場合が多い」と たはその基盤)を確保するという要請、専門家責任としての要

> のような説明責任を尽くさなかったことは、債権者側の過失と 己決定を債務者に求める機会を有していた。しかしながら、こ し、リスクのある本件自動車を代車として借りるかどうかの自 顧客に対して保管に関する十分な説明ができる立場にあった 力を有していたと推察でき、したがって、業者である債権者は、 か、保管に際し盗難防止に関する方法及び手段を教示できる能 指摘されている。本件の場合には、業者と顧客という関係であ 業者は本件自動車にはどのようなリスクが存在しているの

なされなかったので、過失相殺の適用は、なされなかったもの きであったが、Xに対する保管に関する説明義務違反の主張が して存しているものといえよう。 以上の点を考慮して控訴審は、債権者の過失割合を斟酌すべ

たはずである」とする指摘がある。 ら、控訴審裁判所は、Xの過失の斟酌をしなければならなかっ に過失ある場合の過失相殺を必要的なものと定めているのだか なお、弁論主義と過失相殺に関して「民法四一八条は債権者

七 私見

整備請負契約と分離した単なる使用貸借契約が締結されている 業者と顧客との間に締結した金額約一八〇万円あまりの自動車 評価することなく、代車の使用に関しては、主要な契約である この控訴審判決は、代車の貸借の法的性質について具体的に

らないと考える。

の程度について影響を与えないのかどうかを検討しなければなた、いずれも賃貸借類似の貸借として位置づけて善管注意義務た、いずれも賃貸借類似の貸借として位置づけて善管注意義務主事整備請負契約に含まれる一体不可分なもの、②自動車整備請車整備請負契約に基づき、代車の使用に関しては、①自動れる貸借関係の状況に基づき、代車の使用に関しては、①自動を提供表で、その使用貸借契約に基づく善管注意義務を導いてい

大に借主の善管注意義務を果たしたかどうかを判断する場合、積極的な盗難防止策を講じなければならないかどうかの点で、一審と控訴審とでは善管注意義務の程度において判断が異なる。同じ使用貸借でも一審では自己のものに対する程度の注意義務と判断したのに対して、控訴審では、あくまでも民法四合へに基づく程度の善管注意義務の程度は同じでなければならない。私見では、純粋な使用貸借であれ、賃貸借であれ、賃貸借類似の貸借における善管注意義務の程度は同じでなければならない。私見では、純粋な使用貸借に基づく警管注意義務の程度は同じでなければならない。私見では、純粋な使用貸借に基づく警管注意義務の程度は同じでなければならない。私見では、純粋な使用貸借に基づく警管注意義務の程度は同じでなければならない。私見では、純粋な使用貸借に基づく警管注意義務の程度があったので、その意味においても善管注意義務を尽くしたかどうかの判断を検討する必要があったのではないだろうか。ただし、自己のものに対するのと同様な注意義務までは落ちないことは言うまでもない。この事案においても養務までは落ちないことは言うまでもない。この事案においても養務までは落ちないことは言うまでもない。この事案においても違いに対していたが、といいとは言うまでもない。この事案においてもないに対していた。

られる。

ので、借主の債務不履行責任は免れない。

本判決の場合に過失相殺の主張がされていれば過失相殺も考 をははすでにXの利益が含まれていたことを勘案すると、 の価格にはすでにXの利益が含まれていたこと、本件車両 の価格にはすでにXの利益が含まれていたことを勘案すると、 の価格にはすでにXの利益が含まれていたことを勘案すると、 Xに対して少なくとも五割以上の過失相殺が認められてもいい のではないかと考えられる。

拙稿「代車の使用に関する法律関係」(広島法学第二九巻四

1

- 2 号、二〇〇五年)一〇六頁以下参照! 淺野響「判批」金判一二一四号五頁参照
- 3 使用における前提④である貸主が代車費用請求権を留保してい が異なるものであるといわざるを得ない。代車の使用は、代車 かの人的な繋がりや好意に基づく使用貸借契約とは、その前提 自動車修理請負契約及び自動車売買契約が存在しており、 ようにその前提として、二で挙げた自動車車検整備請負契約、 代車の貸借の合意のことを代車の使用特約という)は、前述の 性質として次のように解した。代車の使用特約(以下本稿では するもの」という理解する見解があり、代車使用の特約も賃貸 契約である」とされ、「双務契約と有償契約とは本質を同じく るものをいう。債権と反対債権との間に、対価的牽連関係があ 務契約は給付債権と反対給付債権との間に対価的牽連関係のあ は使用貸借にはならない」とされている(幾代通・広中俊雄編 て、賃貸人が将来の賃料債権を放棄または免除しても、賃貸借 反対給付の約定がないという意味で無償であり、賃貸借におい 代車使用の法的性質は、使用貸借としての法的性質と賃貸借と 的牽連性があることは当然である。だから双務契約は必ず有償 る以上は、右債権の目的たる給付と反対給付との間にも、 借に近い性質を有していると理解することは難くない。ゆえに 『契約法大系I』(一九六二年、有斐閣)七二頁によれば、「双 二頁)。山中康雄「双務契約・片務契約と有償契約・無償契約 **【新版注釈民法(一五)債権(六)』(一九八九年、有斐閣)八** 拙稿・前掲注(1)一一七頁以下において、代車使用の法的 本来、有償契約である。「無償であるということは、
 - 要がある、と考える。 る契約と独立して代車の類似の賃貸借契約が行われることはな 賃貸借類似の貸借と捉えるべきであると考える。ただし、主た の使用特約の法的性質を賃貸借における賃料要件のみの欠けた の要素が含まれるとみて混合契約と呼べるかもしれない。代車 を有する特約であると捉えられる。代車使用契約は、 使用の非独立性からすれば、使用貸借と賃貸借の中間的な性質 しての法的性質を併せ持っているといえる。したがって、 いので、代車の使用は、 純粋の賃貸借に若干の修正を加える必 基本契約
 - 為」がなされたかにつき、個別の保管環境をふまえた注意義務 果の「予見可能性」、さらにそれを前提とした結果の「回避行 クス三一号(二〇〇五年)四〇頁によれば「管理に関する注意 を尽くしたかが吟味されている」と指摘されている。 義務を尽くしたかの判断においては、個別の状況における、結 笠井修「代車の盗難と使用借人の注意義務」私法判例リマー

4

長尾治助「債務不履行の帰責事由」(有斐閣、一九七五年)

5

- 拙稿・前掲注(1)一一七頁以下参照
- 7 · 6 判夕一一六六号(二〇〇五年)七二頁。 石田剛 [民法判例レビュー八七号 | 今期の主な裁判例 [契約]]
- 8 奥田昌道編『注釈民法(10)債権(1)』(有斐閣、 六四〇頁。 一九八七
- 9 下、なお、民法七二二条二項には、不法行為について「被害者 **《現代法律学全集八》』(青林書院、一九九六年)一五六頁以** 林良平・石田喜久夫・高木多喜男 「債権総論 【第三版

法 補遺」(信山社、一九九三年) 二六五頁。 財産の場合と異なり、被害者に過失があっても、裁判所は賠償を否定することはできず、また、過失を認定しても斟酌しなくてもよいという規定になっている (法典調査会議事速記録質任を否定することはできず、また、過失を認定しても斟酌し履行の場合と異なり、被害者に過失があっても、裁判所は賠償ヲ斟酌スルコトヲ得」と定められている。したがって、債務不四一巻一七九丁表)。 齋藤修「過失相殺法理の現代的課題」 林遺(信山社、一九九三年)二六五頁。

のである」と指摘され、笠井・前掲注(4)四一頁によれば、事実を本件事実関係中に見出すことができるかどうかに存する動車の特殊事情に由来する本件自動車保管上の特別な危険がX動車の特殊事情に由来する本件自動車保管上の特別な危険がX動車の特殊事情に由来する本件自動車保管上の特別な危険がXがらYに徳義上のみならず法的にも転嫁されるに足りるだけのからYに徳義務の可否と位置づけた上で、本件事実を特殊事情として注意義務の可否と位置づけた上で、本件事実を特殊事情として注意義務の可否と位置が表情によっている。

12

いる。

「本件自動車が無償契約によって提供されたものである点は、「本件自動車が無償契約によって提供されたものではないかと思われる」。「本判決が注意義務に関となりえたのではないかと思われる」。「本判決が注意義務に関となりえたのではないが、このような要素は、当該使用貸借支言上は明らかではないが、このような要素は、当該使用貸借支言とは明らかではないが、このような要素は、当該使用貸借支言とは明らかではないが、このような要素は、当該使用貸借支責に関する代車の使用を賃貸借類似の貸借とする考えでは、代車の使用は、明確になりえたもの」と分析されている。一方、私見である代期確になりえたものではなく、賃貸借類似の貸借と位置づけ、XのYによりを開発した。 「本件自動車が無償契約によって提供されたものである点は、「本件自動車が無償契約によって提供されたものである点は、「本件自動車が無償契約によって提供されたものである点は、「本件自動車が無償契約によって提供される。

下村・前掲注(11)一八三頁参照。

13